

取組みが努力義務となります。

治療と仕事の両立支援の推進について

(「労働施策総合推進法の改正」 施行日:令和8年4月1日)

事業場において、
労働者の「治療と仕事の両立」を支援するため
必要な措置を講じることが、努力義務となります。



ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

かしがめよう



「事業者の人事労務担当者」、「治療をしながら
働き続けたい方(労働者)」、「医療機関・支援機
関の方」にとって役立つ情報を発信しています。



ガイドライン・連携マニュアル・その他参考資料

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/download/>



事業場における治療と仕事
の両立支援のためのガイド
ライン



企業・医療機関連携マニュアル

ガイドラインは、事業場が、疾病を抱える方(労働者)に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事両立できるようにするための取組などをまとめたものです。

連携マニュアルは、具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例(ガイドライン「様式例集」)の記載例を示すものです。



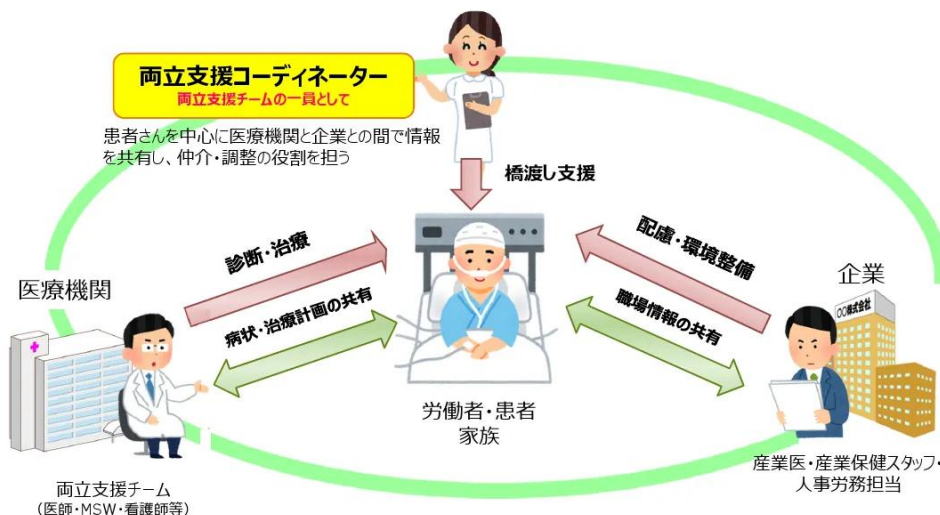
令和7年度 両立支援コーディネーター基礎研修のご案内 (オンライン形式研修)



(※企業の人事労務担当者の方も多数研修を受講されています。)

<https://www.ryoritsuco-kensyu.johas.go.jp/johasryoritu2025/>

治療と仕事の両立支援体制の確立



【目標】

職場復帰や治療と仕事の両立を希望する患者(労働者)さんの同意を得た上で、治療や業務等の状況に応じた必要な配慮内容やその見通しを整理して、本人に提供する「両立支援コーディネーター」の配置と養成

独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター



<https://osakas.johas.go.jp/compatibility/>

事業場における治療と仕事の両立のための取組方・環境整備等のアドバイス 治療を受けながら安心して働ける職場づくりのために

疾病を抱える方の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができなかつたり、疾病に対する自分自身の不十分な理解や職場の理解・支援体制不足により、治療と仕事を両立することが困難になったり、離職を余儀なくされたりする事例がみられます。また、多くの企業が疾病を抱えた従業員の対応に苦慮しているという現状もあります。

大阪産業保健総合支援センターでは、大阪府内の事業場における**治療と仕事の両立のための取組・両立支援制度の導入等を支援するため、無料で訪問支援サービス**等を実施しています。

お問い合わせ：厚生労働省大阪労働局労働基準部健康課 ☎ 06-6949-6500
〒540-8527 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階